議案第57号

新居浜市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部を改正 する条例の制定について

新居浜市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を 次のとおり制定する。

令和7年9月2日提出

新居浜市長 古 川 拓 哉

新居浜市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

新居浜市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例(平成7年条例第2号) の一部を次のように改正する。

第8条の2第1項中「この条」を「この条及び第18条の2」に改める。

第17条第1項中「第18条の2第1項」を「第18条の3第1項」に改める。

第18条の3を第18条の4とする。

第18条の2第1項中「申告、請求又は申出(同条において「請求等」という。)」 を「請求等」に改め、同条を第18条の3とする。

第18条の次に次の1条を加える。

(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)

第18条の2 任命権者は、新居浜市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第 5号)第23条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員(以下この項において「申出職員」という。)に対して、次に掲げる措置を講じな ければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「出生時両立支援制度等」という。) その他の事項を知らせるための措置
- (2)出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出(以下「請求等」という。)に係る 申出職員の意向を確認するための措置
- (3) 新居浜市職員の育児休業等に関する条例第23条第1項の規定による申出に係る 子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の 日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支 障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置
- 2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員(以下この項において「対象職員」 という。)に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならな い。
- (1)対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「育児期両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置
- (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
- (3)対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置
- 3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱 いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

提案理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正 に伴い、出生時両立支援制度等を利用しやすい勤務環境の整備に関する措置等を規定す るため、本案を提出する。